

大津市で保育士をしませんか



大津市では保育士の方が働きやすい環境づくりのため、さまざまな支援をしています。大津市で保育士として働いてみませんか。

保育士等処遇改善費補助金

賃金改善のための補助金を交付します。

勤続年数8年未満…1月あたり 5,000 円

勤続年数 8 年以上…1月あたり 9,000 円

★新規採用保育士は採用時の給付金として
1人あたり 50,000 円

保育士資格等取得支援事業費補助金

保育士資格等を取得するための受講料の
1/2 を補助します。

①保育教諭確保のための保育士資格等取得支援事業

②小規模保育事業所保育士資格取得支援事業

③幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得事業

④保育所等保育士資格取得支援事業

保育士等宿舍借上げ事業費補助金

保育所等が保育士等の宿舍を借り上げるための経費を補助します。

★保育士 1 人あたり月額 59,000 円



令和 6 年度に追加！

保育士等奨学金返還支援事業費補助金

奨学金の返還に必要な額の 1/2 を補助します。
(年間最大 24 万円、最長 6 年間)

潜在保育士等就職支援給付金

保育士として 1 年以上働いていなかった方が保育士として就職され、継続して勤務された場合に給付金を支給します。(令和 7 年 3 月 31 日までに採用された方、年間 12 万円)

他にもこんな
支援があります



補助金等の支給にはそれぞれ条件がありますので、詳しくは下記の問い合わせ先にお尋ねください。

お子さんの保育所等への 入所優先度 UP

お子さんをお持ちの保育士の方が安心して働けるよう、保育所等への入所にあたっては、優先して調整をします。

相談や研修会等の情報提供

滋賀県保育士・保育所支援センターでは、保育士の方の相談や研修会等の情報提供など、就労継続のための支援を行っています。

お問い合わせ

大津市福祉部子ども未来局

保育幼稚園課

幼保支援課

TEL 077-528-2746

TEL 077-528-2806

E-mail otsu1410@city.otsu.lg.jp

E-mail otsu1447@city.otsu.lg.jp

滋賀県でも、保育士の人材確保のために、以下の貸付事業を実施されています。貸付の利用にはそれぞれ条件がありますので、詳しくは滋賀県社会福祉協議会（077-567-3958）へお問い合わせください。

保育士修学資金貸付事業

厚生労働省指定の保育士の養成施設に在学し、卒業後滋賀県内の保育所等で保育業務に従事しようとする方に修学資金を貸し付けます。

★修学資金 月額 50,000 円以内
（総額 120 万円以内）

★入学準備金 200,000 円以内

★就職準備金 200,000 円以内

※卒業後、滋賀県内の保育所等で保育業務に継続して 5 年間従事すれば全額返還免除となります。

就職準備金貸付事業

保育所等を離職した保育士の方や勤務経験のない保育士の方などに対し、滋賀県内の保育所等で新たに保育士として週 20 時間以上勤務される際に、再就職に必要な費用を貸し付けます。

★就職準備金 400,000 円以内

※滋賀県内の保育所等で保育業務に継続して 2 年間従事すれば全額返還免除となります。

保育料の一部貸付事業

保育士が新たに保育所等で保育業務に従事するとき、または、6 週間以上の産後休暇・育児休業から復帰する際（いずれも週 20 時間以上従事する場合）に未就学児の保育所等にかかる保育料の一部を貸し付けます。

★貸付限度額 保育料の半額
（月額 27,000 円以内）

※滋賀県内の保育所等で保育業務に継続して 2 年間従事すれば全額返還免除となります。

子どもの預かり支援事業 利用料金の一部貸付事業

保育所等に子どもを預けて保育業務に週 20 時間以上従事している場合で、保育所等に加えて預かり支援事業（ファミリーサポートセンター事業等）を利用する際の利用料金の一部を貸し付けます。

★貸付限度額 利用料金の半額

（年額 123,000 円以内、2 年間）

※滋賀県内の保育所等で保育業務に継続して 2 年間従事すれば全額返還免除となります。

貸付金の返還が免除となる施設は貸付の種別により異なります。
詳しくは滋賀県社会福祉協議会（077-567-3958）へお問い合わせください。

